調査部通信

No. 331

2020. 2. 13 (木) 大教組調査部

府教委 「秋季年末闘争」で回答した「新たな休暇制度」の概要 大教組 取得しやすい制度、要求にもとづく内容の充実ともに、 取得しやすい職場環境の充実を

2月5日、府教委から府労組連・秋季年末闘争で実現した「新たな休暇制度」の概要について、回答がありました。以下の5つです。

- (1)「子育て部分休暇」 (2)「不妊治療休暇」
- (3)「ボランティア休暇」 (4)「LGBT等性的少数者の職員の休暇」
- (5)「障がいのある職員の休憩時間」(分割・延長できる弾力的運用)

(1)「子育て部分休暇」<u>←この制度の取得条件や申請要件については、今後、</u>変更になる可能性があります。

対象	小学校又は特別支援学校の小学部1~3年生の子を養育する職員
	(短時間勤務・臨時的任用職員含む。非常勤職員除く)
取得期間	勤務時間の始め又は終わりに1日2時間以内
	(15分単位で取得可)
取得条件	※部分休業の取得条件と同様となる見込み
申請要件	※部分休業の取得条件と同様となる見込み
給与	無給
施行日	2020年4月1日~

【府教委との確認事項】

・本休暇制度は、「小学生の子を持つ親を対象とする<u>部分休業に見合う新たな休</u>暇」として設定しているため、<u>子育て部分休業と同様の扱いとする予定</u>。

(2)「不妊治療休暇」

対象	不妊治療を受ける職員 【 <u>男女ともに取得可】</u> (短時間勤務・臨時的任用職員含む。非常勤職員除く)
取得期間	年 6 日 (日又は時間単位で取得可)
取得条件	以下の治療を対象とする
	・一般不妊治療(タイミング法、排卵誘発法、人工授精)
	・ 生殖 補 助 医 療 (体 外 受 精 、 顕 微 授 精)
申請要件	医療機関からの『不妊治療連絡カード』、『所定意見書』等で学校
	長が確認
給与	無給
施行日	2020年4月1日~
備考	※負傷又は疾病に起因する不妊(例:排卵・卵管・子宮因子や男性因
	子)で、療養する必要があり、 <u>勤務しないことがやむを得ないと</u>
	医師が判断(診断書要)した場合、病気休暇(有給)の取得可

【府教委との確認事項】

- ・『不妊治療連絡カード』については、厚労省資料「不妊治療」の様式を参考とする。(別紙(この通りとは限らない))
- ・休暇名が周囲に知らされることで、取得しにくい状況になる可能性がある。 取得の際、本人のプラバシーに配慮した上で、他の教職員への通知や対応を 行うこと。

【府教委への要望】

- ・「連絡カード」等などを提示していても、治療内容や本人の体調によって、 急な治療や診察で休暇取得が必要になることが予想される。その場合は、治療・診察後の領収書などでの対応を検討せよ。
- ・年6日は短い。治療により異なるが、治療に専念できる長期の不妊治療も 検討せよ。(病休休暇とせずに)

(3)「ボランティア休暇」

0 / 1 / 1 / 2 /	
対象	常勤職員、短時間勤務・臨時的任用職員、非常勤職員含む
取得期間	年5日(日単位の取得)
取得条件	報酬を得ない社会貢献活動で、勤務しないことが相当と認められ
	る場合
	例)
	・地震、暴風雨等により相当規模の災害が発生した被災地等の支
	援活動
	・障がい者支援施設等での活動(a)
	・障がい、負傷又は疾病で、日常生活に支障がある者の介護・支
	援活動(b)
申請要件	学校長へ活動場所、活動内容、仲介団体等について記載した書面
	を提示
給与	有給
施行日	2020年4月1日~

【府教委との確認事項】

- 仲介団体等とは、ボランティアセンターや施設のこと。
- ・海外でのボランティア活動は現時点では、対象外。今後、検討していく。
- ・(a)(b)について、「どこまでの支援を範囲とするか」や「申請の要件」には、 検討中である。

(4)「LGBT等性的少数者の職員の休暇」

対象	常勤職員、短時間勤務・臨時的任用職員(非常勤職員除く)
取得期間	各休日の日数と同様
取得可能な	○特別休暇
休暇	・ 結 婚 休 暇 (a) ・ 服 喪 休 暇 (a)
	・妻の出産休暇(b)・男性の育児参加休暇(b)
	・子の看護休暇・短期介護休暇
	○介護休暇
	○ 介 護 時 間
	(いずれも事実婚と同様に扱う)(b=非常勤職員は制度なし)
申請要件	パートナーシップ宣誓書受領証(※)及び住民票等
給与	○ 特別休暇は有給、(a) は非常勤職員も有給
	○介護休暇、介護時間は無給
施行日	2020年4月1日~

【府教委との確認事項】

- ・「事実婚」は、社会通念上それと認められる場合が該当する。
- ・大阪府·市民は、それぞれにパートナーシップ制度があり受領証発行可能 であるが、府外在住者については、現在確認中。

(5)「障がいのある職員の休憩時間」(分割・延長の弾力的運用)

	owalk than his to have the
対象	ア、身体障がい者 イ、知的障がい者 ウ、精神障がい者
	エ、ア~ウのほか、当該職員の特性により特に必要と認められる
	職員、障がいのある職員のうち、早出遅出勤務が認められる
	職員と同様の定義
取得期間	休憩時間の分割及び延長(15分単位で可)
申請要件	学校長が職員からの願書と勤務状況を確認
給与	影響しない
施行日	2020年4月1日~
備考	※年度途中でも申請可
	※分割・延長しても勤務時間(7時間45分)は変わらない。
	例:勤務時間が8:30~17:00の場合、休憩時間を 15 分
	延長したら、17:15までが勤務時間となる。

【府教委との確認事項】

- ・申請は、育児・介護の早出遅出勤務と同じ扱い。
- ・「当該職員の特性により特に必要と認められる職員」として、精神障がい 者や合理的配慮が必要な職員で、手帳交付を受けていない場合でも、医師 による診断書や意見書があれば申請することができる。
- ・申請要件確認の際は、プライバシー保護の観点から、手帳の有無や合理的 配慮の具体的な内容の聞き取について十分に配慮する。
- ・制度利用についても、本人の意志が尊重される。